

議第 41 号

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）が一部改正されたことに伴い、放課後児童クラブ指導員の資格基準及び資格要件の経過措置期間について改正するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （職員の経過措置） 第2条 この条例の施行の日から <u>令和5年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>令和5年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	附 則 （職員の経過措置） 第2条 この条例の施行の日から <u>平成32年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>平成32年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）が一部改正されたことに伴い、放課後児童クラブ指導員の資格基準及び資格要件の経過措置期間について改正するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 放課後児童クラブ指導員の資格基準及び資格要件にかかる経過措置期間を、令和 5 年 3 月 31 日まで、3 年間延長します。

(制定附則第 2 条関係)

- (2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)